

# 第 5 回

## 秋田市農業委員会総会議事録

令和 3 年 5 月 1 7 日 開 会  
即 日 閉 会

秋 田 市 農 業 委 員 会

## 第5回農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和3年5月17日(月) 午後2時から午後2時45分まで
- 2 開催場所 雄和市民サービスセンター 洋室3・4
- 3 委員定数 19人
- 4 出席農業委員 17人

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 佐々木 英 久 | 2番  | 武 藤 真 作 |
| 3番  | 関 正 美   | 4番  | 鈴 木 昇   |
| 5番  | 星 容 子   | 6番  | 相 場 堅 一 |
| 8番  | 安 田 友 一 | 9番  | 白 岩 勝   |
| 11番 | 鎌 田 悦 雄 | 12番 | 佐々木 和 昭 |
| 13番 | 齊 藤 善 彦 | 14番 | 藤 田 修   |
| 15番 | 加 藤 淳   | 16番 | 三 浦 宏 和 |
| 17番 | 伊 藤 洋 文 | 18番 | 佐々木 吉 秋 |
| 19番 | 加賀屋 慎 一 |     |         |
- 5 欠席農業委員 2人

|    |         |     |         |
|----|---------|-----|---------|
| 7番 | 佐々木 繁 明 | 10番 | 柴 田 ますみ |
|----|---------|-----|---------|
- 6 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名
  - 第2 会期決定
  - 第3 会務報告
  - 第4 議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
  - 第5 議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
  - 第6 議案第18号 農用地利用集積計画(令和3年度第2号)に関する件
  - 第7 議案第19号 農地法第5条許可の事業計画変更申請に関する件
- 7 事務局職員

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 事務局長 | 小山田 邦 子 | 参 事  | 加 藤 康 則 |
| 副参事  | 伊 藤 弘   | 副参事  | 住 谷 真 人 |
| 主席主査 | 中 村 至   | 主席主査 | 稲 葉 隆 介 |
| 主席主査 | 勝 田 茂 満 | 主 査  | 岡 部 洋 介 |
| 技 師  | 小 林 素 子 |      |         |
- 8 書 記

|      |         |
|------|---------|
| 主席主査 | 勝 田 茂 満 |
|------|---------|
- 9 議事録署名委員

|    |       |    |       |
|----|-------|----|-------|
| 3番 | 関 正 美 | 4番 | 鈴 木 昇 |
|----|-------|----|-------|

10 議 事

|                  |   |
|------------------|---|
| 事務局<br>(加藤参事)    | <p>ただ今から、令和3年第5回農業委員会総会を開会いたします。<br/>欠席の届出がありましたのでご報告いたします。7番佐々木繁明委員、10番柴田ますみ委員です。11番鎌田悦雄委員は遅れて到着の予定です。委員定数19名中、16名の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達していますので、総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>会長ごあいさつの前に、お手数ですが本日お手元に配付しております、書類の確認をお願いいたします。</p> <p>《配付書類の確認》</p> <p>今回も新型コロナウイルス感染リスク軽減のため、総会での報告および説明は簡潔にして会議時間の短縮を図りますとともに、マスクの着用や定期的な換気の実施につきまして、ご理解とご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、会長より、ごあいさつと議事の進行をよろしくお願いいたします。</p> |
| 佐々木吉秋会長          | <p>【会長あいさつ】</p>   |
| 議長               | <p>それでは、第5回農業委員会総会の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。</p> <p>はじめに、日程第1の「議事録署名委員の指名」でございますが、慣例で議席順に指名しておりますので、私の方から指名してご異議ございませんか。</p>   |
| 一同               | <p>異議なし。</p>  |
| 議長               | <p>「異議なし」の声がございますので、3番関正美委員、4番鈴木昇代理にお願いいたします。</p> <p>次に、日程第2の「会期決定」の件でございますが、慣例に従いまして、私の方から申し上げます、これにご了承願います。会期は1日間とし、午後4時までといたします。</p> <p>それでは、日程第3の「会務報告」に入らせていただきます。</p> <p>はじめに、会務報告1の「事務局人事異動」につきまして、事務局から報告をお願いします。</p>   |
| 事務局<br>(小山田事務局長) | <p>【会務報告1の報告】</p>   |
| 議長               | <p>次に、会務報告2の「農地利用最適化区域部会」につきまして、第1区域部会から第5区域部会まで、順番に報告をお願いします。</p>  |
| 9番白岩勝委員          | <p>【第1区域部会の報告】</p>  |
| 1番佐々木英久委員        | <p>【第2区域部会の報告】</p>  |

|                |   |
|----------------|---|
| 2番武藤真作委員       | 【第3区域部会の報告】   |
| 12番佐々木和昭委員     | 【第4区域部会の報告】   |
| 13番齊藤善彦委員      | 【第5区域部会の報告】   |
| 議長             | 次に、会務報告3の「一般社団法人秋田県農業会議第61回常設審議委員会」につきまして、私から報告します。   |
|                | 【会務報告3の報告】  |
|                | 次に、会務報告4の「令和3年度第1回農地利用最適化委員会」につきまして、事務局から報告をお願いします。   |
| 事務局<br>(加藤参事)  | 【会務報告4の報告】  |
| 議長             | 続きまして、会務報告5の「農地法第3条の3の規定による届出」から会務報告9の「現況地目照会に係る回答について」までの5件について、事務局から報告をお願いします。  |
| 事務局<br>(住谷副参事) | 【会務報告5から9までの報告】   |
| 議長             | 以上で会務報告の説明が終わりました。<br>ただ今の会務報告につきまして、ご質問・ご意見があるかたはお願いいたします。   |
| 一同             | なし。   |
| 議長             | ご質問がないようですので、議案に入らせていただきます。<br>はじめに日程第4、議案第16号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、1件を上程します。<br>事務局から説明をお願いします。   |
| 事務局<br>(伊藤副参事) | 議案書1ページの1件について説明いたします。<br>番号1。譲受人は、 <span style="background-color: black; color: black;">          </span> 。譲渡人は、 <span style="background-color: black; color: black;">          </span> 。土地の所在、地目、面積、理由は記載のとおりです。10アール当たりの売買価格が <span style="background-color: black; color: black;">          </span> 円と記載されておりますが、これは、合計234平方メートルの畑を <span style="background-color: black; color: black;">          </span> 円で売買することから、この金額になったものです。譲受人は、自宅に隣接する畑を耕作しており、この度、自宅の向かいに位置する申請地を購入するものです。<br>農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は畑作に必要な農業機械一式を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。農作業常時従事について、年間240日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。下限面積について、譲受後5,571平方メートル |

|                 |   |
|-----------------|---|
| 事務局<br>(伊藤副参事)  | <p>ルの経営面積であることから、要件を満たしています。地域との調和要件について、譲受人への権利移転による周辺農地の利用に及ぼす影響は特段ないものと思われま</p>  |
|                 | <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないことから、許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>  |
| 議長              | <p>ここで、案件1番につきまして現地調査を行った佐藤公誠推進委員から報告を受けた6番相場堅一委員に報告をお願いします。</p>  |
| 6番相場堅一委員        | <p>6番相場です。4月26日に佐藤公誠委員から連絡があり問題はないとのことでした。私も現地を確認しており何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどお願いいたします。</p>  |
| 議長              | <p>それでは、質疑を行います。ご質問、ご意見があるかたはお願いいたします。</p>  |
| 一同              | <p>なし。</p>  |
| 議長              | <p>ご質問等がないようですので、採決に入ります。<br/>農地法第3条の規定による許可申請に関する件、1件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>   |
| 一同              | <p>異議なし。</p>  |
| 議長              | <p>「異議なし」の声がありましたので、日程第4、議案第16号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、1件を原案のとおり許可することに決定いたします。<br/>次に、日程第5、議案第17号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、4件を上程します。<br/>事務局から説明をお願いします。</p>   |
| 事務局<br>(稲葉主席主査) | <p>それでは、議案書の2ページをご覧ください。<br/>番号1から3までにつきましては、内容が重複する部分がありますので、一括して説明いたします。<br/>番号1の借受人は、<span style="background-color: black; color: black;">          </span>。貸出人は、<span style="background-color: black; color: black;">          </span>。番号2の借受人は、<span style="background-color: black; color: black;">          </span>、貸出人は、<span style="background-color: black; color: black;">          </span>。番号3の借受人は、<span style="background-color: black; color: black;">          </span>。貸出人は、<span style="background-color: black; color: black;">          </span>。<br/>転用事業概要は、「現場事務所」への一時転用。権利の種類等は記載のとおりです。<br/>それでは、農地転用許可申請説明資料の1ページから6ページまでをご覧ください。申請地の場所については、それぞれ位置図に記載のとおりです。<br/>続きまして、転用事業計画については、「転用事業者は秋田県発注の基盤整備工事施工に伴い、現場事務所等が必要となったため、工事箇所の近隣であることや道路からの進入が容易にできることから当該地を選定し、一時転用しようとするもの。」です。<br/>立地基準については、農地位置が番号1および2が都市計画区域内の市</p> |

事務局  
(稲業主席主査)

街化調整区域、農業振興地域内の農用地区域外で、農地区分は第1種農地です。番号3が都市計画区域内の市街化調整区域、農業振興地域内の農用地区域内で、農地区分は農用地区域内農地です。

第1種農地および農用地区域内農地は原則不許可であります。本3件は、申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであり、農地法施行令第11条第1項第1号イに規定する、第1種農地および農用地区域内農地の不許可の例外に該当します。

一般基準については、転用事業に必要な資力および信用について、資金計画は、自己資金、申請適格等は適合しており、過去の転用実績はなしです。

工事着工および工事完了の期間は、許可日から、番号1が令和4年7月31日まで、番号2が令和4年7月30日まで、番号3が令和4年5月31日まで。転用行為の妨げとなる権利、他法令による許認可の処分、一体として利用する農地以外の土地はそれぞれ該当がなく、土地改良区等からの意見書は、一時転用のため不要。一時転用に対する復元計画は、事業終了後、仮設建造物等を撤去し、整地することとしています。

被害防除については、隣接に対する措置は緩衝地を設けることとし、排水計画は、汚水は仮設トイレ、生活雑排水はなし、雨水は自然流下です。

現地は令和3年4月27日に確認しております。

なお、番号3の申請地については、令和2年5月総会で、完了日が本年5月31日として一時転用の許可を受けた、[ ]が現場事務所として使用していたため、現地確認時点で仮設建造物等が撤去されておりましたが、今後撤去予定です。

続きまして、議案書の3ページをご覧ください。

番号4です。借受人は、[ ]。貸出人は、[ ]。施設の概要は、「資材置場」への一時転用。権利の種類等は記載のとおりです。

次に、農地転用許可申請説明資料の7ページおよび8ページをご覧ください。申請地の場所については、位置図に記載のとおりです。

転用事業計画は、「転用事業者は[ ]発注の橋梁耐震補強工事を受注しており、工事施工に伴い資材置場および発生土置場が必要となったため、工事箇所隣接している当該地を選定し、一時転用しようとするもの。」です。

立地基準については、農地位置が都市計画区域内の市街化調整区域。農業振興地域内の農用地区域内です。農地区分は農用地区域内農地です。

農用地区域内農地は原則不許可であります。本件は、番号1から番号3までと同様に一時転用であり、農地法施行令第11条第1項第1号イに規定する、農用地区域内農地の不許可の例外に該当します。

一般基準については、転用事業に必要な資力および信用について、資金計画は、自己資金、申請適格等は適合しており、過去の転用実績はなしです。

工事着工および工事完了の期間は、許可日から令和6年4月30日まで。転用行為の妨げとなる権利、他法令による許認可の処分、一体として利用する農地以外の土地はそれぞれ該当がなく、土地改良区等からの意見書は、一時転用のため不要。一時転用に対する復元計画は、事業終了後、フェン

|                 |   |
|-----------------|---|
| 事務局<br>(稲葉主席主査) | <p>スや建設資材等を撤去し整地することとしています。</p> <p>被害防除については、隣接に対する措置はフェンスを設置し立入りはしないこととするほか、緩衝地を設けることとし、排水計画は、汚水、生活雑排水はなし、雨水は自然流下です。</p> <p>現地は令和3年4月30日に確認しております。</p> <p>なお、今回の転用案件は4件とも30アール以下の一時転用であるため、秋田県農業会議への諮問は不要となります。説明は以上です。</p>        |
| 議長              | <p>ここで、案件1番および2番の現地調査を行った藤嶋卓也推進委員、3番の現地調査を行った鎌田一推進委員からそれぞれ報告を受けた私から報告します。</p> <p>事務局から説明があったとおり、基盤整備事業に係る工事の現場事務所設置のために一時転用するものであり、何ら問題はないと思いますのでご審議のほどよろしくお願ひします。</p> <p>次に案件4番について、現地調査を行った酒井慶一推進委員から報告を受けた伊藤洋文委員から報告をお願いします。</p> |
| 17番伊藤洋文委員       | <p>17番伊藤です。先般酒井推進委員から電話で連絡を受けまして、色々と説明を受けました。私も何ら問題ないと思いますのでよろしくご審議のほどお願ひ申し上げます。</p>  |
| 議長              | <p>それでは、質疑を行います。ご質問、ご意見があるかたはお願ひいたします。</p>  |
| 一同              | <p>なし。</p>  |
| 議長              | <p>ご質問等がないようですので、採決に入ります。今回は全て県農業会議へ諮問の必要がない案件です。</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請に関する件、4件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>  |
| 一同              | <p>異議なし。</p>  |
| 議長              | <p>「異議なし」の声がありましたので、日程第5、議案第17号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、4件を原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、日程第6、議案第18号、農用地利用集積計画（令和3年度第2号）に関する件を上程します。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>  |
| 事務局<br>(勝田主席主査) | <p>それでは、議案について説明します。</p> <p>はじめに、所有権移転の7件についてです。議案書の5ページから12ページまでをご覧ください。</p> <p>番号1。買い手は■■■■。売り手は■■■■。耕作面積、耕作者数、土地の所在、地目、面積、10アール当たりの売買価格は、議案書に記載のとおりです。</p>   |

|                 |   |
|-----------------|---|
| 事務局<br>(勝田主席主査) | <p>合計7件のうち売買が5件、贈与が2件です。</p> <p>続きまして、利用権設定67件について説明いたします。議案書の13ページから74ページまでをご覧ください。</p> <p>番号1。借り手は■■■■。貸し手は■■■■。耕作面積、耕作者数、土地の所在、地目、面積、10アール当たりの賃借料、契約期間は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>なお、合計67件のうち議案書60ページ、番号62以降の6件は、農地中間管理事業を活用した一括方式による利用権設定です。</p> <p>以上、令和3年度第2号に関する案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p> |
| 議長              | <p>それでは、農用地利用集積計画について質疑を行います。ご質問・ご意見があるかたはお願いいたします。</p>   |
| 一               | <p>同 なし。</p>  |
| 議長              | <p>ご質問がないようですので、採決に入ります。</p> <p>はじめに、所有権移転について採決いたします。所有権移転の7件について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>   |
| 一               | <p>同 異議なし。</p>  |
| 議長              | <p>「異議なし」の声がありましたので、所有権移転の7件について、原案のとおり決定することにいたします。</p> <p>次に利用権移転について採決いたします。こちらは、議事参与案件がございますので、先に議事参与案件から採決を行います。</p> <p>それでは、はじめに案件の67番について採決を行います。■■■■番の■■■■委員の退席をお願いします。</p>   |
|                 | <p>【■■■■番 ■■■■委員退席】</p>   |
| 議長              | <p>それでは、農用地利用集積計画、利用権設定の案件67番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>  |
| 一               | <p>同 異議なし。</p>  |
| 議長              | <p>「異議なし」の声がありましたので、案件67番について、原案のとおり決定することにいたします。■■■■番■■■■委員の着席をお願いします。</p>   |
|                 | <p>【■■■■番 ■■■■委員着席】</p>   |
| 議長              | <p>それでは、議事参与案件であった、67番を除いた1番から66番までの案件につきまして、一括して採決を行います。</p> <p>これらの案件につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>  |



|                 |        |   |
|-----------------|--------|---|
| 一<br>議          | 同<br>長 | <p>異議なし。</p> <p>「異議なし」の声がありましたので、67番を除いた1番から66番までの案件につきまして、全て原案のとおり決定することにいたします。</p> <p>次に、日程第7、議案19号、農地法第5条許可の事業計画変更申請に関する件、2件を上程します。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>   |
| 事務局<br>(稲葉主席主査) |        | <p>それでは、議案書の75ページをご覧ください。</p> <p>これは、農地法第5条許可の事業計画に変更が生じたため、その内容についてご審議いただくものです。2件ありますが、内容が重複する部分がありますので、一括して説明いたします。</p> <p>番号1の借受人は、[ ]。貸出人は、[ ]ほか2名。</p> <p>番号2の借受人は、[ ]。貸出人は、[ ]。</p> <p>借受人、貸出人の住所、申請地、地目、面積に変更はありません。</p> <p>変更内容は、転用の目的に係る事業の完了日を、番号1が令和3年5月31日から令和4年5月31日に、番号2が令和3年7月31日から令和4年7月31日に変更するものです。</p> <p>変更事由は、「借受人は、令和2年度に秋田県の基盤整備工事を受注し、農地転用許可を受けて本申請地に現場事務所等を設置している。令和3年度においても、同工事を新たに受注したが、近隣に適地がなく、現在の現場事務所を継続使用することから、転用の目的に係る事業の完了日を変更するもの。」です。</p> <p>転用目的は、番号1が現場事務所、資材置場、駐車場で、令和2年6月18日付け秋田市農委指令第29号により許可しており、番号2が現場事務所で、令和2年5月21日付け秋田市農委指令第22号により許可しているものです。説明は以上です。</p> |
| 議               | 長      | <p>それでは、ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。</p>   |
| 一               | 同      | <p>なし。</p>  |
| 議               | 長      | <p>ご質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>農地法第5条許可の事業計画変更申請に関する件、2件を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p>   |
| 一               | 同      | <p>異議なし。</p>  |
| 議               | 長      | <p>「異議なし」の声がありましたので、日程第7、議案第19号、農地法第5条許可の事業計画変更申請に関する件を原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>これをもちまして、議案審議は全て終了いたしました。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>  |
|                 |        | (午後2時45分終了)   |